平成２４年（再イ）第３７号
福岡県久留米市安武町住吉521番地
再生債務者　森山　史隆
1　決議に付する再生計画案　平成25年２月15日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月13日まで
平成25年２月20日
福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

平成２４年（再イ）第１６８号
埼玉県北本市本宿２丁目63番地25
再生債務者　樋上　公保
1　決議に付する再生計画案　平成25年２月20日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月14日まで
平成25年２月21日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第３６号
三重県四日市市ときわ２丁目12番11―403号　丸美ロイヤル常磐
再生債務者　森　　勝弘
1　決議に付する再生計画案　平成25年２月14日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年３月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月13日まで
平成25年２月20日　津地方裁判所四日市支部

平成２４年（再イ）第１００号
神戸市垂水区潮見が丘１丁目１番15―406号
再生債務者　永山　　悟
1　決議に付する再生計画案　平成25年１月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年３月13日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月13日まで
平成25年２月20日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再イ）第３８号
新潟市北区太田2928番地１
再生債務者　笹川　和安
1　決議に付する再生計画案　平成24年12月25日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年３月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月14日まで
平成25年２月21日　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第２４号
岡山県倉敷市庄新町９番５―17号
再生債務者　林　　功
1　決議に付する再生計画案　平成25年２月13日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年３月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月14日まで
平成25年２月21日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２４年（再イ）第１２号
愛媛県新居浜市東雲町２丁目６番45号
再生債務者　中井　一郎
1　決議に付する再生計画案　平成25年１月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年３月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月14日まで
平成25年２月21日　松山地方裁判所西条支部

平成２４年（再イ）第３２号
鹿児島県鹿児島市千年１丁目18番３号　上田平方
再生債務者　上田平　仁
1　決議に付する再生計画案　平成25年１月23日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年３月18日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月18日まで
平成25年２月18日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２４年（再イ）第２０号
新潟県長岡市芹川町2928番地
再生債務者　若月　美加
1　決議に付する再生計画案　平成25年２月20日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年３月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年３月15日まで
平成25年２月22日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第６３号
東京都あきる野市二宮1097番地83
再生債務者　小峰　　悟
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成25年２月20日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１５号
埼玉県朝霞市岡３丁目15番144号
再生債務者　笹舘　　稔
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月13日まで
4　一般異議申述期間　平成25年３月27日から平成25年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第１２号
埼玉県越谷市大字上間久里283番地３
再生債務者　角田　　守
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月13日まで
4　一般異議申述期間　平成25年３月27日から平成25年４月３日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２５年（再ロ）第１号
埼玉県坂戸市西坂戸２丁目３番19号
再生債務者　木野　建洋
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月13日まで
4　一般異議申述期間　平成25年３月27日から平成25年４月３日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再ロ）第１号
神戸市東灘区森南町１丁目16番15号
再生債務者　杉本　友繁
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年３月19日まで
4　一般異議申述期間　平成25年３月26日から平成25年４月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第２１号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸７丁目２番３号ノアハウスA102
再生債務者　浅野　智之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年２月14日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年３月７日まで
平成25年２月21日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第１５号
沖縄県浦添市仲西１丁目７番２―201号　エンゼルハイムクロスビュー仲西
再生債務者　奥村　達雄
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年２月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年３月21日まで
平成25年２月21日
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による変更再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第６号
福島市飯坂町平野字原東38番地の６
再生債務者　齋藤　　栄
1　意見聴取に付する変更再生計画案　平成25年２月14日付け変更再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年３月13日まで
平成25年２月20日
福島地方裁判所第１民事部